

新規評価箇所検討一覧表

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	予算化等状況	総事業費 (百万円)	H24年度 事業費 (百万円)	公・単	完成 予定 年度
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実施 環境						
1	中山間総合	産業活性化	中山間地域総合整備事業	北多久地区	多久市		北多久町	農業用排水L=950m ほ場整備A=68.4ha 集落道L=973mほか	A	A	A	I	H24当初	1,500	75	公	H31
2	ため池	生活関連 産業活性化	ため池等整備事業	杉谷地区	唐津市	唐津市	菅牟田 杉谷	堤体工 L=48.0m	A	A	A	I	H24当初	53	10	公	H27
3	ため池	生活関連 産業活性化	ため池等整備事業	権現地区	伊万里市		山代町 浦川内	堤体工 L=92m	A	A	A	I	H24当初	89	8	公	H27
4	ため池	生活関連 産業活性化	ため池等整備事業	川登東部地区	武雄市		東川登町 永野	堤体工 L=86m	A	A	A	I	H24当初	175	50	公	H27
5	クリーク防災	生活関連	クリーク防災機能 保全対策事業	千代田中央3期地区	神埼市	千代田町		用排水路工 L=27,000m	A	A	B	I	H24当初	2,100	84	公	H33
6	クリーク防災	生活関連	クリーク防災機能 保全対策事業	佐賀市東部地区地区	佐賀市	佐賀市		用排水路工 L=39,000m	A	A	B	I	H24当初	2,730	84	公	H33
7	クリーク防災	生活関連	クリーク防災機能 保全対策事業	佐賀市南東部地区	佐賀市	佐賀市 諸富町		用排水路工 L=19,000m	A	A	B	I	H24当初	1,155	84	公	H33
8	クリーク防災	生活関連	クリーク防災機能 保全対策事業	大詫間地区	佐賀市	川副町		用排水路工 L=20,000m	A	A	B	I	H24当初	945	84	公	H33
9	クリーク防災	生活関連	クリーク防災機能 保全対策事業	佐賀市南部地区	佐賀市	佐賀市 東与賀町		用排水路工 L=96,000m	A	A	B	I	H24当初	4,620	105	公	H33
10	クリーク防災	生活関連	クリーク防災機能 保全対策事業	佐賀市西部地区	佐賀市	久保田町		用排水路工 L=13,000m	A	A	B	I	H24当初	630	50	公	H33
11	クリーク防災	生活関連	クリーク防災機能 保全対策事業	小城地区	小城市			用排水路工 L=76,000m	A	A	B	I	H24当初	4,410	84	公	H33

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農山漁村課	課 長	青 山 健 治
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	古 川 繁 樹

事 業 区 分	生活関連	事 業 名 中山間地域総合整備事業	地区名等	総事業費	1,500 百万円
	産業活性化		北多久		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
多久市北多久町			平成24年度	平成31年度	

事 業 目 的		事 業 内 容	
<p>北多久地区は、不利な立地条件から農業基盤整備等が遅れており、農地の分散・狭小不整形、未舗装で狭い農道、老朽化した水路等が多く、大型機械の導入や集落営農への取り組みを阻害する原因となっている。その結果、農業の担い手不足、高齢化の進行、耕作放棄地の増加など多くの問題を抱えている。</p> <p>このため、こうした問題を改善するために農業基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を総合的に実施することで、地域農業の発展と、農村の活性化を図ることが必要である。</p>		<p>農業生産基盤整備 農業用排水 L=950m、井堰整備 N=2 箇所、ほ場 A=68.4ha、暗渠排水 A=14.4ha</p> <p>農村生活環境基盤整備 農業集落道 L=973m、営農飲雑用水 L=448m、活性化施設 A=161 m²</p>	

評価の視点	評 価 内 容	評 価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等に事業内容が位置付けられている (20/20) ・ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により、農産物の品質向上や維持管理労力等が軽減され、農業生産性が向上する(40/40) ・行政機関等の公共施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、または離合可能な幅員の確保等により、利便性・安全性の向上が見込まれる(15/15) ・集落道の舗装等による走行性の改善、農村公園の整備等による憩いの場・活動の場の創出等地域環境の向上が見込まれる(0/15) ・都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神学や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産の利活用や保全などの取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める(5/5) ・都市への情報発信を積極的に行っている（地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域（農家）として受け入れ、その他広報活動）(5/5) 	A (85)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる・生活環境基盤の整備が立ち遅れている地域である・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方針が明確である(10/10) ・再近年の35年間で人口減少率が30%以上である(5/5) ・利便性に乏しい(5/5) ・5～10年後の耕作放棄地の発生が増大すると予測される(5/5) ・施設の機能低下により破壊等の状況が著しく、危険なため早急に整備する必要がある(5/5) ・災害等への対応を早急に図る必要がある(0/10) ・他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(0/10) ・費用対効果 (B/C) が 1.0 以上 (50/50) 	A (80)

(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の策定に際し、アンケートの実施、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られている(15/15) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(15/15) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(10/10) ・必要となる用地に係る権利(所有権、抵当権等)の同意が得られることが確実である(5/5) ・維持管理や清掃活動に地域住民が参加している(5/5) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的にだとうなものとなっている(10/10) 	A (100)
----------	---	------------

評 価	AAA	条 件 等
判 断	I 緊急的に事業を実施	特になし

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
<p>本地区は、多久市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。</p>

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
<p>工事実施の際には周辺環境に配慮し、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。また、建設副産物の適正処理を行う。</p>

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト削減策

内 容
ほ場整備の農地畦畔に設置する石積みには現地発生材を用い、その他整備に伴い発生する建設発生土は、埋戻材として再利用することにより、コスト削減に努め、資源の有効利用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト削減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農山漁村課	課 長	青山 健治
			唐津農林事務所	所 長	溝口 善紀

事 業 区 分	生活関連 産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	53 百万円
		ため池等整備事業 (一般)	杉谷地区		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
唐津市菅牟田字杉谷地内			平成24年度	平成27年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
杉谷ため池は唐津市菅牟田字杉谷に位置し下流域の 11.4ha の水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は断面不足の上脆弱化し、堤体全線にわたり洗掘され、底樋及び法尻からの漏水が著しく満水位までの貯水ができず、大雨のたびに緊急放流している。また、決壊すれば農業用施設や公共施設、その他家屋に至るまで多大な被害が予想される。このため被害を未然に防止するため早急に改修を行いたい。			堤体工 L=48.0m 取水施設工 N=1 式 洪水吐放水路工 N=1 式 法面保護工 A=316 m ² 測量試験費 N=1 式		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	県土づくり本部戦略（農地等の防災・保全） (10点) 防災計画：「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている (50点) 農業経営の安定：農作物の被害が防止または軽減される (20点) 農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30点)				A (110)
(2) 必要性・効果	明確な必要性：地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 (20点) 機能低下：機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している (10点) 危険度の判定：漏水量: 1.0ℓ/s以上、変形率: 5%以上 (10点) 主要施設の老朽度：築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい (10点) 費用対効果：費用対効果(B/C)が1.0以上 (30点) 二次被害の防止または軽減：農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される (10点)				A (90)
(3) 実施環境	市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20点) 受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤0.2 (20点) 事業推進体制の整備：事業推進協議会（溜池組合）が設立されている (10点) 維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている (10点) 関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10点) 関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10点) 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10点) 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10点)				A (100)

評 価	AAA	条 件 等
判 断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
事前調査の結果、特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていない。しかし、もし配慮すべき動植物の生息が確認された場合には、有明海再生・自然環境課と協議・調整をとりながら、それらの生物の保護・移植など配慮した対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
旧堤体の掘削土の土質試験を行い、鞘土として流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用や、低騒音・低振動工法を採用する。 建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
再生クラッシャーランなど再生材の利用や、発生土の再利用促進を図る。 施工地の近隣に土取場の確保を図る。 施工地の近隣に土捨場を確保することにより、運搬距離の短縮を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名 部名	県土づくり本部	記入 責任者	農山漁村 課	課長	青山 健治
			伊万里農林 事務所	所長	松原 利文

事業 区分	生活関連 産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	89 百万円
		ため池等整備事業	権現 地区		
事業地			着工予定年度	完成予定年度	
伊万里市東山代町浦川内字登道			平成 24 年度	平成 27 年度	
事業目的			事業内容		
大川谷下ため池は伊万里市東山代町浦川内字登道に位置し下流域の 19.9ha の水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は断面不足の上脆弱化し、堤体全線にわたり洗掘され、取水施設からの漏水が顕著に認められる。洪水吐も狭小であり、満水位までの貯水ができない状況である。決壊すれば農業用施設その他家屋に至るまで多大な被害が予想される。このため被害を未然に防止するため早急に改修を行いたい。			堤体工 L=91.0m 取水施設工 N=1 式 洪水吐工 N=1 式 法面保護工 A=640 m ² 測量試験費 N=1 式		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	県土づくり本部戦略(農地等の防災・保全) (10点)				A (110)
	防災計画:「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている (50点)				
農業経営の安定:農作物の被害が防止または軽減される (20点)					
農地・農業用施設への被害防止:農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30点)					
(2)必要性・効果	明確な必要性:地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 (20点)				A (90)
	機能低下:機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している (10点)				
	危険度の判定:漏水量:1.0l/s以上、変形率:5%以上 (10点)				
	主要施設の老朽度:築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい (10点)				
	費用対効果:費用対効果(B/C)が1.0以上 (30点)				
二次被害の防止または軽減:農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される (10点)					
(3)実施環境	市町村及び受益農家の合意形成:関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20点)				A (100)
	受益者の負担能力:市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 ≤ 0.4 (20点)				
	事業推進体制の整備:事業推進協議会(水利組合)が設立されている (10点)				
	維持管理体制の確保:維持管理について予定管理者の同意が得られている (10点)				
	関係機関との事前調整:施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10点)				
	関係法令、基準等との整合:工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10点)				
	採択要件との適合:事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10点)				
経済性・効率性:事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10点)					

評価	AAA	条件等
判断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
旧堤体の掘削土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用 建設副産物の適正処理

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進 施工地の近隣に土場、土捨場を確保し運搬距離の短縮

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農山漁村課	課 長	青山 健治
			武雄農林事務所	所 長	古賀 由紹

事 業 区 分	生活関連 産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	175 百万円
		ため池等整備事業	川登東部		

事 業 地			着工予定年度	完成予定年度
武雄市東川登町大字永野			平成 23 年度	平成 27 年度

事 業 目 的		事 業 内 容		
皿屋ため池は下流域の 20.8 ha の水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は全線にわたり浸食され、脆弱化している。洪水吐も断面狭小であり、洪水時には危険な状況である。決壊すれば農業用施設その他家屋や県道に至るまで多大な被害が予想される。このため被害を未然に防止するため早急に改修を行うと共に、脆弱化し法面崩壊による越水被害の危険な状況にある水路も併せて整備を行う。		堤体工	L=86m	
		取水施設工	N=1 式	
		洪水吐工	N=1 式	
		水路工	L=494m	

評価の視点	評 価 内 容	評 価
(1) 位置づけ	県土づくり本部戦略（農地等の防災・保全） (10点) 防災計画：「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている (50点) 農業経営の安定：農作物の被害が防止または軽減される (20点) 農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30点)	A (110)
(2) 必要性・効果	明確な必要性：地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 (20点) 機能低下：機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している (10点) 危険度の判定：漏水量: 1.0l/s 以上、変形率: 5%以上 (10点) 主要施設の老朽度：築造又は改修後 40 年を経過し、主要施設の老朽化が激しい (10点) 費用対効果：費用対効果 (B/C) が 1.0 以上 (30点) 二次被害の防止または軽減：農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される (10点)	A (90)
(3) 実施環境	市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20点) 受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 ≤ 0.4 (20点) 事業推進体制の整備：事業推進協議会（水利組合）が設立されている (10点) 維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている (10点) 関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10点) 関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10点) 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10点) 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10点)	A (100)

評 価	AAA	条 件 等
判 断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
旧堤体の掘削土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用 建設副産物の適正処理

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農山漁村課	課 長	青 山 健 治
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	古 川 繁 樹

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	2,100 百万円
	産業活性化	クリーク防災機能保全対策事業	千代田中央3期		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀市久保田町			平成24年度	平成33年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>			水路工 ライニング（木柵工） L=27,000m		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	県土づくり本部戦略（クリーク再整備）(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(50/50) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30)				A (110)
(2) 必要性・効果	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(0/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10)				A (95)
(3) 実施環境	・関係市町村・受益者の同意が得られている(0/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(0/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10)				B (70)

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I	特になし
	緊急的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
本地区は、神崎市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。 しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は 最小限にとどめる 。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農山漁村課	課 長	青 山 健 治
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	古 川 繁 樹

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	2,730 百万円
	産業活性化	クリーク防災機能保全対策事業	佐賀市東部		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀市巨勢町、兵庫町			平成24年度	平成33年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>			水路工 ライニング（木柵工） L=39,000m		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略（クリーク再整備）(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(50/50) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 				A (110)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(0/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 				A (95)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村・受益者の同意が得られている(0/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(0/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 				B (70)

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I	特になし
	緊急的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
本地区は、佐賀市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。 しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は 最小限にとどめる 。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農山漁村課	課 長	青 山 健 治
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	古 川 繁 樹

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	1,155 百万円
	産業活性化	クリーク防災機能保全対策事業	佐賀市南東部		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀市北川副町、諸富町			平成24年度	平成33年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>			水路工 ライニング（木柵工） L=19,000m		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略（クリーク再整備）(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(50/50) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 				A (110)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(0/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 				A (95)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村・受益者の同意が得られている(0/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(0/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 				B (70)

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I	特になし
	緊急的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
本地区は、佐賀市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。 しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は 最小限にとどめる 。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農山漁村課	課 長	青 山 健 治
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	古 川 繁 樹

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	945 百万円
	産業活性化	クリーク防災機能保全対策事業	大詫間		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀市川副町			平成24年度	平成33年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>			水路工 ライニング（木柵工） L=20,000m		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略（クリーク再整備）(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(50/50) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 				A (110)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(0/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 				A (95)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村・受益者の同意が得られている(0/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(0/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 				B (70)

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I	特になし
	緊急的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
本地区は、佐賀市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。 しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は 最小限にとどめる 。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農山漁村課	課 長	青 山 健 治
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	古 川 繁 樹

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	4,620 百万円
	産業活性化	クリーク防災機能保全対策事業	佐賀市南部		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀市本庄町、東与賀町			平成24年度	平成33年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>			水路工 ライニング（木柵工） L=96,000m		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略（クリーク再整備）(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(50/50) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 				A (110)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(0/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 				A (95)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村・受益者の同意が得られている(0/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(0/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 				B (70)

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I	特になし
	緊急的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
本地区は、佐賀市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。 しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は 最小限にとどめる 。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農山漁村課	課 長	青 山 健 治
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	古 川 繁 樹

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	630 百万円
	産業活性化	クリーク防災機能保全対策事業	佐賀市西部		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
佐賀市久保田町			平成24年度	平成33年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>			水路工 ライニング（木柵工） L=13,000m		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略（クリーク再整備）(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(50/50) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 				A (110)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(0/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 				A (95)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村・受益者の同意が得られている(0/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(0/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 				B (70)

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I	特になし
	緊急的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
本地区は、佐賀市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。 しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は 最小限にとどめる 。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農山漁村課	課 長	青 山 健 治
		責任者	佐賀中部農林事務所	所 長	古 川 繁 樹

事 業 区 分	生活関連	事 業 名	地区名等	総事業費	4,410 百万円
	産業活性化	クリーク防災機能保全対策事業	小城		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
小城市小城町、三日月町、牛津町、芦刈町			平成24年度	平成33年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p>			水路工 ライニング（木柵工） L=76,000m		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略（クリーク再整備）(10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(50/50) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) 				A (110)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(0/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) 				A (95)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村・受益者の同意が得られている(0/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(0/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) 				B (70)

評 価	AAB	条 件 等
判 断	I	特になし
	緊急的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
本地区は、小城市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。 しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は 最小限にとどめる 。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。